

第22期第13回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月12日（月）15：00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄
若山 唯敏、山下 勉、佐々木治一、
瀧川 久市、柴田 一、森 祐、三上 浩、
坂田 憲治
欠席（掛川正春、桜井泰憲）
- 4 臨席者 松前さくら漁業協同組合 吉田 直樹
渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 高谷 則幸
漁業管理係長 高尾 力
技 師 吉田 知樹
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議題
議案第1号：北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議案第2号：特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分
案について（答申）
- 7 報告事項
第22期第8回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
- 8 その他

議 事

北 局 長	<p>ただいまから、第22期第13回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。</p>
阿部会長	<p>開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、師走に入り、何かとご多忙の中を各委員さんをはじめ、ご来賓の松前さくら漁業協同組合、吉田組合長ほか、関係者の皆様にご出席頂き、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本年も残すところわずかとなりましたが、これからの季節は、スケトウダラ漁などの冬漁が最盛期を迎え、年末に向け、大変忙しい時期になるかと思えます。</p> <p>このような中、先週木曜日に当管内において、スケトウダラ刺し網漁業中に乗組員が、海中に転落する事故と、タラー本釣り漁業中に、漁船が転覆する事故が、立て続けに発生をしております。</p> <p>海中転落した、漁業者の方は、未だ発見されてございません。</p> <p>一刻も早く、救助されることを願うばかりでございます。</p> <p>これから年の瀬を迎え、冬漁が本番を迎える一方、悪天候が続く時期となります。</p> <p>どうか、今一度、海難事故には、十分注意するよう、浜でのご指導をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日ご審議をいただく議案は、北海道知事から諮問がありました「北海道資源管理方針の一部改正について」、「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」の二件と、報告事項が一件ございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶にさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
北 局 長	<p>本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。</p> <p>松前さくら漁業協同組合、吉田組合長さま。</p>
吉田組合長	<p>よろしく申し上げます。</p>

北 局 長 渡島総合振興局産業振興部水産課、高谷課長さま。

高谷課長 高谷です、よろしくお願ひします。

北 局 長 水産課漁業管理係、高尾係長さま。

高尾係長 高尾です、よろしくお願ひします。

北 局 長 同じく、吉田技師さま。

吉田技師 吉田です、よろしくお願ひします。

北 局 長 以上でございます。

阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願ひします。

北 局 長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。
総委員14名中、12名の出席となっております。

阿部会長 総委員数14名中、12名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

阿部会長 次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。
高野委員さんと、若山委員さんに、お願ひしたいと思ひます、よろしくお願ひします。

(議案第1号)

阿部会長 それでは、さっそく議案第1号の「北海道資源管理方針の一部改正について(答申)」を事務局より説明いたします。

北 局 長 失礼ですが、座ってご説明させていただきます。
それでは、資料1-1をご覧ください。

知事からの諮問文になります。

法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものでございます。

資料1-2をご覧ください。

北海道資源管理方針の新旧対照表になります。

右が現行の道方針、左が改正案となっております。

今回変更がある部分については、朱書きで下線を引いた部分となっております。

今回の主な改正内容についてですが、資料1-1の2ページ「北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」と資料1-2の新旧対照表を併せてご覧いただければと思います。

今回の改正内容は大きく分けて資料1-1の2ページ、(1)から(4)に記載されている4点となります。

まず一点目(1)ですが、新旧対照表の1ページ目、第1の1に規定する漁業の状況について、漁獲量等の情報を直近の情報に更新しております。

続いて資料1-1の(2)ですが、漁獲報告に関する規定の修正ということで、3月にクロマグロ、スルメイカ、スケトウダラで変更した、TAC報告の期日等に係る記載内容の一部修正につきまして、資料1-2の新旧対照表の2ページから6ページまでに記載のとおり、さんま、まいわし、ずわいがににつきまして、国の資源管理基本方針の記載内容と整合を図るため、変更を行うものでございます。

なお、クロマグロにつきましては、一部軽微な文言の修正を行うものです。

続いて、3点目資料1-1(3)ですが、北海道資源管理方針の別紙2の規定です。

特定水産資源、いわゆるTAC魚種は、道方針では別紙1に定められておりますが、TAC魚種「以外」の水産資源のうち、法に基づく資源管理の目標を定めるに当たって、必要な資源評価が行われ、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が設定された魚種を「別紙2」として定めることとしております。

これは、TAC化に向けた議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種が定められる場所ということになります。

ただし、新旧対照表の6ページになりますが、現時点でTAC魚種以外に国の資源管理基本方針に目標が定められている魚種が無いことから「該当なし」としますが、今後の新規TAC魚種の議論の進捗によっては、TAC化に向

けた議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種が追加されていくものと考えております。

続きまして、今回の一番大きな改正内容で、資料1-1の(4)道方針の別紙3の追加です。

国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。

認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要があるとのことから、協定を締結し知事が認定するためには、北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があるため、今後、現在の資源管理計画の対象となっている全ての魚種について、北海道資源管理方針に資源管理の方向性を定めていくとのことでした。

今回は、まずは資源管理計画の対象となっている魚種のうち、資源評価が行われている19魚種について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するものです。

それぞれの魚種ごとの資源管理の方向性は、資料1-1の3ページをご覧ください。

それぞれの魚種ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性(案)を記載しており、備考には資源管理の方向性の根拠を記載しております。

資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後2027年までに中位、中水準以上に回復することとしています。

また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。

なお、「さけ北海道海域」については、ふ化放流計画に基づき資源造成を行っている魚種なので、「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針」に基づき、来遊資源2800万尾の回復を目指すという内容としております。

説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第1号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「北海道資源管理方針の一部改正について」当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)

阿部会長 それでは、次に議案第2号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について(答申)」を事務局より説明いたします。

北局長 それでは、資料2の1ページをご覧ください。

知事からの諮問文となります。

諮問の内容は、法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する、令和5管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和5年1月から12月までの管理期間となる、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3種となります。

別紙については2ページとなります。

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

2ページに、知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案が示されおります。

詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

3ページをご覧ください。

これは、11月21日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき、北海道に定められた、数量の概要などを示したものでございます。

まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和3年2月の交渉で保存管理措置が決定されて以降、国際交渉が行われておらず、現在の保存管理措置が継続されていることから、令和4年と同様の内容となっており、国全体の漁獲可能量は15万5千335トンとなっております。

ただし、令和5年3月にNPFCが開催予定となっており、会議で新たな保存管理措置が採択された場合については、国は必要に応じて改訂を検討す

ることとしています。

なお、配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、今年の11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっており北海道に対しては6千300トンが配分されています。

次にまあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量は、6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2021年の平均親魚量は、2万7千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。

一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2021年の平均親魚量は29万1千トンで、MSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオに算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値15万2千400トンが、令和5年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業への配分が4万5千200トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様「現行水準」となっております。

続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は、118万7千トン、限界管理基準値は、48万7千トン、2021年の平均親魚量は、22万5千トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオにより算定された、92万2千トンが、令和5年のTACとして設定されております。

太平洋系群は、大臣管理漁業への配分が55万1千トン、北海道の知事管理量は、前年より7千400トン多い3万8千600トンの設定となっております。

なお、大中型まき網による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われています。IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は57万7千600トンとなっております。

なお、国ではマイワシのTACの15%、13万8千300トンを留保し

ておりますが、IQ管理区分への追加配分により留保は、11万2千500トンとなっております。

この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものでございます。

次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。

まず、さんまについてですが、4ページをご覧ください。

配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分と、それ以外の「その他漁業」の管理区分で管理します。

さんま漁業については数量を配分し、その他漁業については現行水準としております。

なお、国から配分された6千300トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、2千100トンが配分されており、これは全て「さんま漁業」に配分することとしております。

なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により、6千200トンを配分することとしております。

続いて、5ページをご覧ください。

まあじについてですが、「まあじ」への配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理するものです。

次に、5ページをご覧ください。

まいわしになります。

国から北海道に示された数量のうち、道東で小型さんま漁船による、まいわし資源の活用や、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ2万7千トン、令和3管理年度と等量の配分となります。

「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業での採捕が大半を占めておますが、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。

なお、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年3カ年では、令和3年の2万8千722トンとが最も多くなっております。

その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業による採捕量が全道その他漁業採捕量の9割以上、まいわしの採捕量全体で見ても6割を超える状

況となっておりますので、道全体のTACが超えることがないように適切に管理を行うこととしております。

最後に、7ページをご覧ください。

「令和4年と令和5年の配分量の比較について」記載されておりますので、参考としてください。

また、右肩に参考資料とある資料につきましては、水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料となりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。

阿部会長 ただいま、事務局から議案第2号に関する説明がありました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員 「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(報告事項)

阿部会長 次に、報告事項に入らせていただきます。
「第22期第8回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について」事務局より説明いたします。

北局長 それでは、右肩に「報告事項」とある資料をご覧ください。
11月29日に開催された、「北海道連合海区漁業調整委員会」の会議次第となります。

議題といたしましては、「北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示(案)」についての1件、協議事項として、「北海道資源管理方

針の一部改正」についての1件、報告事項として、「秋さけの沿岸漁獲状況」と「親魚捕獲・採卵状況」の2件となっております。

それでは、内容について、ご説明させていただきます。

まず、議案第1号の「北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示について」でございます。

資料めくっていただき、1ページをご覧ください。

1の現状と課題です。

本道沖合における、10トン以上船については、大臣届出漁業及び連合海区の承認漁業をへて、平成30年からは大臣許可漁業及び知事許可漁業として営まれております。

一方、10トン未満船については、道では、これまで自由漁業として営まれてきましたが、10トン以上船が承認漁業となった当時と比較して、船型が大型化したこと、かじき等流し網漁業で漁獲される、クロマグロが、TAC管理魚種となったこと。

また、カジキ類やサメ類などの国際資源を保護・管理する必要があることなど、漁業をとりまく状況が大きく変化しています。

10トン未満船は、自由漁業のため法令等の規制がなく、また、漁獲物のほとんどが道外で水揚げされているなど、漁業実態が不明であることから、道では、漁業の安定的発展などの観点から、実際の操業隻数や漁獲量、経営状況の把握などの基礎的な情報を収集し、当該漁業の管理のあり方を検討していく必要があるものと考えております。

次に2の対応の方向ですが、現状の漁獲努力量が無秩序に増加させず、必要な漁労設備等を現に有して、実際に操業する者を対象として、操業の規模や、漁獲量等の操業実態の把握を行います。

実施方法は、かつて10トン以上船で実施してきた実績などを考慮し、北海道連合海区漁業調整委員会の指示による承認制で実施することが、適当と判断し、今般、指示発動に至ったものでございます。

次に委員会指示の内容ですが、ポイントをしばって、ご説明させていただきます。

対象魚種漁法は、かじき等を漁獲対象とする、10トン未満船による流し網漁業、制限海域は、北海道沖合海域、制限期間は、令和5年1月1日から12月31日までの1年間、承認の対象者は、「前年度操業実績者など委員会が必要と認める者」で、かつ「必要な漁労設備等を現に有する着業準備が整っている者」となっており、基本的に広く申請は受け付けますが、必要な漁労設備など着業の準備が整っていることが、実地検査で確認できた者のみを対象と

して承認するとのことでした。

その他条件として、北海道かじき等流し網漁業協議会への加入を要件としております。

これは、かじき等流し網漁業がさんま漁業などと漁場が重複することや長い網を使用して広い範囲で操業することなど、漁場調整や漁業秩序の維持の観点から、設定したものです。

3 ページから委員会指示に係る、新旧対照表及び委員会指示本文等を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、協議事項でございますが、これは、先ほどご説明いたしました、「北海道資源管理方針に一部改正について」の内容となりますので、説明を割愛させていただきます。

最後に秋さけに係る報告事項ですが、31 ページに、道増協さん調べの「捕獲採卵・種卵確保状況」、33 ページに、さけます内水試さんの「令和4年前中期の秋サケ来遊数（暫定値）について」を添付しております。

こちらにつきましても、後ほどご覧いただければと思います。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

阿部会長 ただいま、事務局から報告がありましたことについて、何かご質問はありますか。

各 委 員 「ありません。」

阿部会長 さて、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。そのほかに何かございませんか。

各 委 員 「ありません。」

阿部会長 何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。本日はご苦労さまでした。